

さいたま市の 放課後児童クラブのあり方



平成 24 年 1 月 さいたま市子ども未来局子ども育成部青少年育成課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 電話 829-1717

目 次

1 目的 … 1

2 放課後児童クラブの概要

- (1) 放課後児童クラブとは … 1
- (2) 施設数 … 2
- (3) 開設時間・休館日 … 10
- (4) 入所児童数・待機児童数 … 10
- (5) 保護者負担額 … 12

3 課題

- (1) 待機児童 … 13
- (2) 保護者負担 … 13
- (3) 保育の質 … 14

4 対応方策

- (1) 民設クラブへの支援の充実 … 14
- (2) 余裕教室等の活用 … 15
- (3) 公設クラブ保護者負担の適正化 … 15
- (4) 保育の質の確保 … 16
- (5) 学校・地域との連携強化 … 16

さいたま市の放課後児童クラブのあり方

1 目的

本市では、市政運営の最優先事項として位置づけられている「しあわせ倍増プラン2009」において、「放課後児童クラブの待機児童ゼロを目指し、平成24年度末までに、民設放課後児童クラブの整備により、受入可能児童数を1,440人増やします。」とし、受入可能児童数を毎年360人増員することを目標に、待機児童（公設放課後児童クラブに入所待ち児童をいいます。）の解消に取り組んでいます。

本「さいたま市の放課後児童クラブのあり方」は、この目標を達成するため、本市の放課後児童クラブが抱える課題に対して、当面の対応方針を示すものです。

2 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が働いているなどで留守家庭となる子どもたちが、放課後を過ごす場です。

子どもたちは、平日の放課後、土曜日、学校の長期休みなどで、年間約1,800時間と、小学校よりも長い時間を過ごします。

さいたま市では、放課後児童クラブが、生活と遊びを通じて子どもたちの育ちの場になるよう、行政、事業者、指導員、保護者が力を合わせて運営しています。



(2) 施設数

さいたま市には、平成 23 年 4 月 1 日現在、102 小学校に 169 か所の放課後児童クラブがあります。このうち、公設放課後児童クラブ（以後、「公設クラブ」といいます。）は 73 か所、民設放課後児童クラブ（以後、「民設クラブ」といいます。）は 96 か所です。

公設クラブは、「さいたま市放課後児童クラブ条例」（平成 13 年 5 月 1 日・条例第 178 号）に定められた放課後児童クラブで、現在、さいたま市社会福祉事業団が指定管理を行っています。

民設クラブは、社会福祉法第 69 条第 1 項に規定する届出が行われている NPO 法人等が運営をしており、さいたま市と委託契約している放課後児童クラブです。

公設クラブ、民設クラブいずれも「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」（別添）に基づき、事業を実施しています。

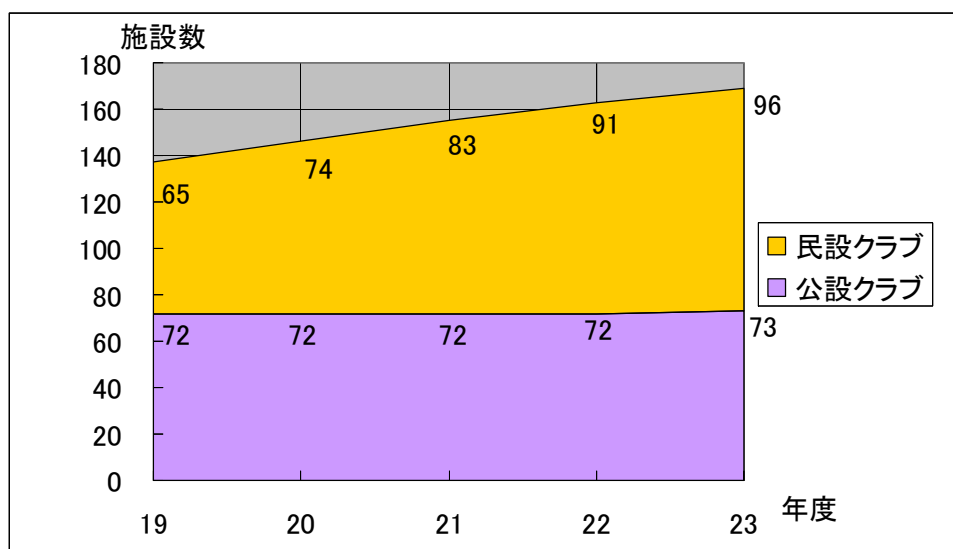
図 1 に示すとおり、さいたま市では、毎年、放課後児童クラブの整備を推進し、毎年数か所を新たに開設しています。

放課後児童クラブを整備する上で、立地上も、整備費用面からも最も条件がよいのは、小学校の余裕教室（いわゆる「空き教室」）を充てることです。

しかし、本市の小学校児童数は横ばい状態にあり、余裕教室は、市街地周辺部などでわずかに発生する程度です。

図 1 施設数の推移

（各年 4 月 1 日現在・単位：か所）



さらに、公立小学校1学年の1クラスあたりの上限人数を40人から35人に引き下げる「義務教育標準法」が本年4月に改正され、今年度から適用されますが、今後、全学年に拡大する可能性があることから、当面は、余裕教室を放課後児童クラブに充てることは難しい状況です。

また、校庭の一角に放課後児童クラブを建設することについても、都市計画法、建築基準法などの法的な制約がありますが、本市では、余裕教室の状況、法的諸条件などを検討しながら、施設整備を推進しています。



余裕教室に整備された
NPO 大成パンダ（大成小学校内）



独立施設として整備された
蓮沼第2放課後児童クラブ
（平成23年3月完成）

表1 公設クラブ一覧（平成23年4月1日現在）

No.	名 称	住 所	電話番号	定員
1	宮前放課後児童クラブ	西区宮前町 443	622-0844	50
2	佐知川放課後児童クラブ	西区佐知川 299-16	623-6927	50
3	植水放課後児童クラブ	西区大字中野林 174-1	625-1908	30
4	馬宮放課後児童クラブ	西区大字西遊馬 533-1	625-8826	30
5	栄放課後児童クラブ	西区指扇 610-3	625-9779	50
6	植水第二放課後児童クラブ	西区大字中野林 225-3	625-6027	30
7	植竹放課後児童クラブ	北区盆栽町 430	652-3247	30
8	宮原放課後児童クラブ	北区宮原町 4-66-13	667-3808	30
9	本郷放課後児童クラブ	北区本郷町 1065-3	664-7551	30
10	大砂土放課後児童クラブ	北区本郷町 17-7	653-2793	50
11	三橋放課後児童クラブ	大宮区三橋 2-59	644-2978	40
12	天沼放課後児童クラブ	大宮区天沼町 1-194	645-7988	30
13	七里放課後児童クラブ	見沼区大字東宮下 392	687-9335	50
14	海老沼放課後児童クラブ	見沼区大字東新井 710-78	687-4525	30
15	春野放課後児童クラブ	見沼区春野 1-7-1	686-6690	40
16	東大宮放課後児童クラブ	見沼区東大宮 7-5-18	687-4099	50
17	東宮下放課後児童クラブ	見沼区東宮下 215-1	687-8351	35
18	与野八幡放課後児童クラブ	中央区本町東 5-23-14	854-5700	40
19	鈴谷放課後児童クラブ	中央区鈴谷 5-1-1	854-5694	50
20	大戸放課後児童クラブ	中央区新中里 1-6-28	831-4320	50
21	与野本町放課後児童クラブ	中央区本町東 3-5-23	854-9332	50
22	与野西北放課後児童クラブ	中央区円阿弥 4-3-7	857-5889	50
23	下落合放課後児童クラブ	中央区上落合 1-7-33	858-0947	50
24	上落合放課後児童クラブ	中央区上落合 4-14-24	858-0938	50
25	与野南放課後児童クラブ	中央区大戸 6-2-19	831-9536	30
26	西浦和放課後児童クラブ	桜区田島 2-16-7	863-3160	65
27	大久保東放課後児童クラブ	桜区大字大久保領家 331	855-0299	50
28	土合放課後児童クラブ	桜区南元宿 1-20-5	861-8255	50
29	栄和放課後児童クラブ	桜区栄和 1-7-1	852-2440	50

表1 公設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号	定員
30	田島放課後児童クラブ	桜区田島 10-7-14	866-8930	50
31	新開放課後児童クラブ	桜区新開 2-18-1	838-2523	50
32	神田放課後児童クラブ	桜区大字神田 541-1	857-1118	50
33	大久保放課後児童クラブ	桜区五関 21	855-9929	50
34	中島放課後児童クラブ	桜区中島 1-28-1	857-5125	50
35	常盤放課後児童クラブ	浦和区常盤 9-30-9	833-8582	50
36	上木崎放課後児童クラブ	浦和区上木崎 3-11-33	824-5778	50
37	仲町放課後児童クラブ	浦和区仲町 4-7-6	866-4077	50
38	本太放課後児童クラブ	浦和区本太 4-3-39	886-2643	50
39	北浦和放課後児童クラブ	浦和区北浦和 2-18-3	831-6860	50
40	木崎放課後児童クラブ	浦和区領家 4-20-1	831-6410	50
41	針ヶ谷放課後児童クラブ	浦和区領家 7-2-19	822-6237	50
42	大東放課後児童クラブ	浦和区大東 3-14-1	881-6911	50
43	高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町 4-1-29	831-0900	50
44	岸町放課後児童クラブ	浦和区岸町 5-20-4	838-2073	30
45	谷田放課後児童クラブ	南区太田窪 5-10-6	885-9615	50
46	大谷場放課後児童クラブ	南区南浦和 1-18-3	887-6788	50
47	南浦和放課後児童クラブ	南区南本町 1-18-13	866-4788	50
48	沼影放課後児童クラブ	南区曲本 4-7-6	866-4377	50
49	辻放課後児童クラブ	南区辻 2-20-1	862-3255	50
50	善前放課後児童クラブ	南区大字太田窪 2500-1	882-0720	50
51	文蔵放課後児童クラブ	南区文蔵 4-19-3	837-8378	50
52	大谷口放課後児童クラブ	南区大字大谷口 993-16	881-2781	50
53	浦和別所放課後児童クラブ	南区別所 2-15-6	837-5951	50
54	大谷場東放課後児童クラブ	南区大谷場 2-13-54	883-1255	50
55	浦和大里放課後児童クラブ	南区鹿手袋 4-1-12	838-1441	50
56	三室放課後児童クラブ	緑区松木 1-4-11	873-7838	50
57	中尾放課後児童クラブ	緑区大字中尾 2596-1	874-2422	50
58	原山放課後児童クラブ	緑区原山 1-22-20	886-0199	50

表1 公設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号	定員
59	大牧放課後児童クラブ	緑区東浦和 6-13-15	874-0769	50
60	大門放課後児童クラブ	緑区大字大門 1361-13	878-4940	50
61	道祖土放課後児童クラブ	緑区道祖土 1-1-1	885-2513	50
62	城北放課後児童クラブ	岩槻区岩槻 6619	757-8903	70
63	太田放課後児童クラブ	岩槻区仲町 1-17-3	756-4487	30
64	西原放課後児童クラブ	岩槻区西原 4-97	758-8011	70
65	城南放課後児童クラブ	岩槻区南下新井 1191-1	797-1898	30
66	岩槻放課後児童クラブ	岩槻区本町 5-6-45	749-4174	30
67	慈恩寺放課後児童クラブ	岩槻区慈恩寺 259	795-3555	30
68	東岩槻放課後児童クラブ	岩槻区諏訪 2-6-1	794-6151	40
69	和土放課後児童クラブ	岩槻区黒谷 1353	797-2670	30
70	徳力放課後児童クラブ	岩槻区徳力 136-4	794-6106	30
71	柏崎放課後児童クラブ	岩槻区柏崎 762	797-2705	30
72	上里放課後児童クラブ	岩槻区上里 2-2	794-5757	40
73	新和放課後児童クラブ	岩槻区尾ヶ崎 1252	798-7762	30
合 計				3,280

表2 民設クラブ一覧（平成23年4月1日現在）

No.	名 称	住 所	電話番号
1	NPO 指扇風の子	西区指扇 4342-8	622-0133
2	NPO 指扇にじの子	西区指扇 4338-3	625-1231
3	NPO 指扇北のびのび	西区中釘 1691	623-8550
4	NPO 指扇北すくすく	西区中釘 1538-1	626-2979
5	NPO さくらそう	西区西遊馬 376-4	622-5451
6	大宮西児童クラブ	西区佐知川 1112	623-3831
7	どんぐりクラブ日進北一	北区日進町 3-203	667-1304
8	どんぐりクラブ日進北二	北区日進町 3-228	653-6343
9	宮原小学童保育の会はちのすクラブ	北区吉野町 1-395-1	663-4871

表2 民設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号
10	宮原小学童保育の会クローバークラブ	北区宮原町 4-99-9	776-9128
11	NPO 日進小第一学童保育の会	北区日進町 2-911	652-8360
12	NPO 日進小第二学童保育の会	北区日進町 2-944	652-9779
13	NPO 大砂土わんぱくキッズ	北区本郷町 275-6	652-2030
14	NPO 大砂土山ねこ	北区本郷町 113	663-8016
15	キッズスペースきぼう	北区别所町 42-7	778-8786
16	キッズスペース奈良	北区奈良町 120-6	778-7125
17	キッズスペース別所	北区别所町 97-5	652-0577
18	泰平小学童保育の会	北区今羽町 369	666-3466
19	東大成・植竹小かぜのこクラブ	北区東大成町 2-117-1	668-6131
20	東大成・植竹小ゆめのこクラブ	北区東大成町 2-453-1 105	782-5242
21	(社)あゆみ会本郷学童保育所(第1)	北区本郷町 1325-3 本郷保育園内	668-3441
22	(社)あゆみ会 本郷学童保育所(第2)	北区本郷町 1328-2	668-3441
23	キッズスペースつばさ	北区日進町 2-1915-1	668-1664
24	キッズスペースみらい	北区日進町 2-1624-1	782-6515
25	芝川学童保育所	大宮区天沼町 1-394	642-0922
26	東小学童保育の会	大宮区堀の内町 3-79-1	644-9400
27	NPO 桜木げんごろう	大宮区桜木町 4-282-2	645-6565
28	NPO 桜木じゃりんこ	大宮区桜木町 4-804-3-101	645-6185
29	NPO 大宮あおぎりっ子	大宮区浅間町 1-10	645-5234
30	NPO 大宮南なかよしキッズ	大宮区吉敷町 3-95	643-2277
31	NPO 大成パンダ	大宮区大成町 2-282	652-8730
32	NPO 大成イルカ	大宮区大成町 3-446-1	653-2000
33	NPO 大成カモメ	大宮区大成町 2-365-1	668-3553
34	大宮北小学童保育の会たけのこクラブ	大宮区宮町 3-119-3	643-1508
35	三橋小学童保育の会あすなるクラブ	大宮区三橋 2-95-5	642-8042

表2 民設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号
36	三橋小学童保育の会バイキングクラブ	大宮区三橋 2-90-1	641-9913
37	上小小学童保育の会	大宮区上小町 1486-2	647-8989
38	NPO 片柳のぞみ	見沼区東新井 244-1	686-9441
39	NPO 片柳ひかり	見沼区東新井 235-2	686-1702
40	春岡・春野小学童保育の会	見沼区春岡 2-35-15	686-1761
41	春岡・春野小第二学童保育の会	見沼区春岡 2-27-18-103	607-9006
42	大谷第一学童保育所	見沼区蓮沼 1726AMIRYU 1号室	685-4957
43	大谷第二学童保育所	見沼区蓮沼 1726AMIRYU 2号室	688-3233
44	見沼小学童保育の会どろんこクラブ(第1)	見沼区東大宮 2-43-5	668-0343
45	見沼小学童保育の会どろんこクラブ(第2)	見沼区東大宮 2-43-5	668-0343
46	蓮沼小学童保育の会つばさクラブ	見沼区蓮沼 1025-3	685-5480
47	蓮沼小学童保育の会あおぞらクラブ	見沼区風渡野 373-5	687-7840
48	大砂土東小学童保育松の子クラブ	見沼区大和田町 2-1054-7	686-6949
49	大砂土東小学童保育けやきクラブ	見沼区大和田町 2-1358	687-6568
50	(社)こぐま会やまばと学童クラブ	見沼区染谷 2-243-2	689-2126
51	(社)あかね会见沼あかね学童クラブ	見沼区大和田町 2-1454-8	090-1538-2989
52	NPO えびっこ	見沼区東新井 710-31	686-1510
53	しまっ子放課後児童クラブ	見沼区東大宮 7-8-14	687-6150
54	すみれ放課後児童クラブ	中央区本町東 5-17-25	855-5657
55	NPO 円阿弥つくしんぼ	中央区円阿弥 4-8-31	858-0140
56	常盤北児童クラブ	中央区新中里 5-1-5	832-1115
57	NPO シリウス	中央区鈴谷 5-13-11	852-5910
58	NPO 新都心ジュピター	中央区上落合 3-1-13	859-2113
59	友愛新都心放課後児童クラブ	中央区新都心 4-9	601-1080
60	NPO たんぽぽ	桜区大久保領家 429-1	852-5077
61	NPO 西浦和さくらっ子	桜区田島 6-2-24	865-6554

表2 民設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号
62	カラフルきっず	桜区町谷 2-15-12	789-6828
63	アフタースクールポポラ ー埼玉さくら園	桜区道場 2-1-1	851-0022
64	みのり学童クラブ	桜区西堀 7-23-5	837-7244
65	あすなろ神田児童クラブ	桜区上大久保 353-5	856-2125
66	NPO 太陽の家	浦和区岸町 5-5-1 松井荘内	831-7678
67	NPO 領家	浦和区領家 6-12-20	833-2308
68	NPO ぽぷら	浦和区瀬ヶ崎 4-32-5	881-5828
69	NPO 木崎ペガサス	浦和区上木崎 6-9-10	833-0990
70	本太第一学童クラブ	浦和区本太 2-26-26	885-9657
71	本太第二学童クラブ	浦和区本太 4-9-22	678-3383
72	NPO 仲本キッズ・ハウス	浦和区本太 2-12-2	882-8051
73	NPO うらわ子供の家 楽育	浦和区仲町 2-15-9	822-8335
74	友愛高砂放課後児童クラブ	浦和区岸町 4-21-12	833-7721
75	友愛第2高砂放課後児童ク ラブ	浦和区岸町 4-25-15	832-1440
76	友愛第3高砂放課後児童ク ラブ	浦和区岸町 4-25-2	833-9493
77	友愛常盤放課後児童クラブ	浦和区常盤 9-13-7	832-7845
78	学童保育南子ども家	南区根岸 1-19-13	864-7714
79	NPO わくわく子供の家	南区白幡 4-16-19	863-0320
80	NPO 向ひまわり	南区大谷口 5436-4	873-3981
81	NPO 田島げんきっ子	南区松本 1-18-11	866-9477
82	けやきホームズ学童クラブ	南区鹿手袋 7-13-3	710-6888
83	辻南小児童クラブ	南区辻 8-7-32	839-0123
84	はる学童クラブ	南区曲本 5-4-8 1階	839-5750
85	はる第2学童クラブ	南区曲本 5-4-8 2階	839-5212
86	キッズスクール8（エイト）	南区白幡 5-1-28-303	767-7618
87	尾間木学童クラブ ゆず りは	緑区東浦和 8-20-20 2階	874-3488
88	尾間木学童クラブ とち のき	緑区東浦和 8-20-20 1階	875-6004

表2 民設クラブ一覧（続き）

No.	名 称	住 所	電話番号
89	NPO 三室あおぞら	緑区三室 1498-1	873-7442
90	見沼学童クラブ	緑区宮本 2-4-19	874-3252
91	鳥海学園放課後児童クラブ	緑区大間木 76-5	873-6171
92	友愛原山放課後児童クラブ	緑区太田窪 3-7-16	887-9110
93	松木学童	緑区三室 1834-2	810-5237
94	NPO 川通	岩槻区大野島 485-3	799-0851
95	河合小児童クラブ	岩槻区平林寺 371-4	758-3821
96	あすなろ太田児童クラブ	岩槻区仲町 1-5-7	758-3641

(3) 開設時間・休館日

本市の公設クラブは、原則として小学校1年生から3年生までの児童を対象とし、小学校の授業のある日は放課後から午後7時まで、授業のない日は午前8時30分から午後7時まで開設しています。なお、日曜日、祝日、国民の休日、年末の12月29日から年始の1月3日までは休業日となっています。

一方、民設クラブは、小学校1年生から6年生までの児童を対象としています。原則として、授業のある日は放課後から午後7時まで、授業のない日は午前8時から午後7時まで開設していますが、施設によって、時間の延長などを行っています。

(4) 入所児童数・待機児童数

次ページの図2は、本市の放課後児童クラブに入所している児童数、待機児童数の推移です。

グラフが示すとおり、入所児童数は年々増加していますが、主に、民設クラブの入所において増加し、現在、公設クラブ、民設クラブの入所児童は、ほぼ同数になっています。

一方、公設クラブの待機児童数は、漸増傾向にあります。平成22年度の待機児童数は468人で、前年度から63人減少しましたが、平成23年度は552人と、84人増加し、過去最大を記録しています。

本市では、「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、放課後児童クラブの入所児童数

を平成 24 年度までに 1,440 人、毎年 360 人増員することを目標として、待機児童の解消に取り組んでいます。子育てと仕事の両立を望む保護者の増大による入所希望を満たすことができていない状況です。

一方、公設クラブの待機児童数を地区別に見ると、図 3 のとおりになっています。待機児童数は、公設クラブ数と相関関係にあり、公設クラブの少ない大宮区、北区などでは、待機児童は少なくなっています。平成 23 年度は、緑区が 98 人と最も多く、次いで岩槻区、桜区、南区の順となっています。

図 2 入所児童数・待機児童数の推移

(各年 4 月 1 日現在・単位：人)

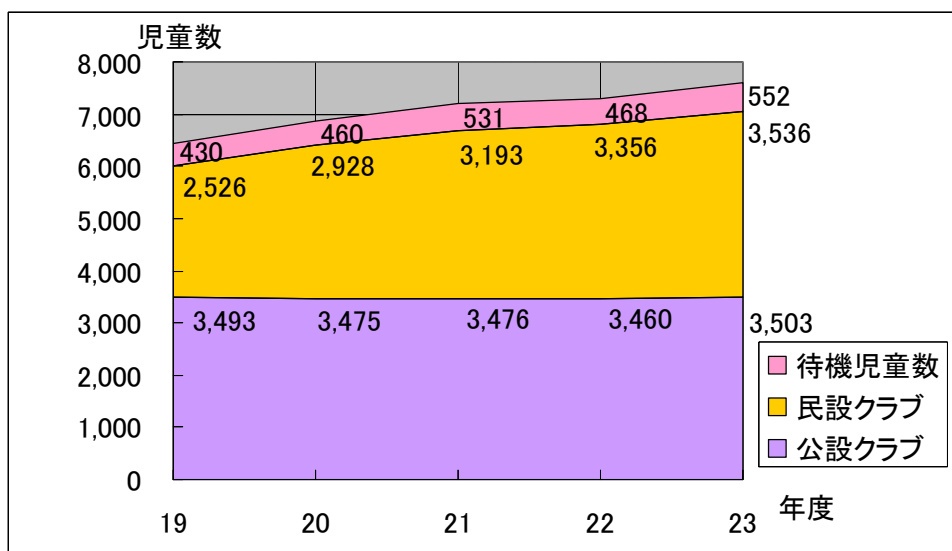
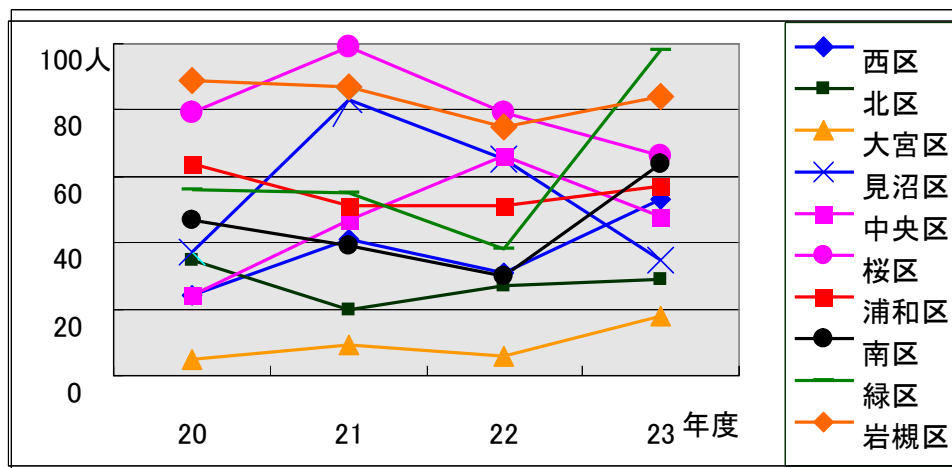


図 3 地区別待機児童数

(平成 23 年 4 月 1 日現在・単位：人)



(5) 保護者負担額

図4は、本市の公設クラブと平均的な民設クラブの保護者負担額を比較したものです。グラフが示すとおり、公設クラブと民設クラブの保護者負担額には、大きな格差があります。

現在、公設クラブにおける指導料は、「さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則」（平成13年5月1日規則第121号）第6条第2項において、月額4,000円と定められています。ただし、生活保護世帯及び前年度の市町村民税非課税世帯については免除（無料）、所得税非課税世帯で市町村民税課税世帯については2,000円となっています。

図4 公設・民設の保護者負担比較

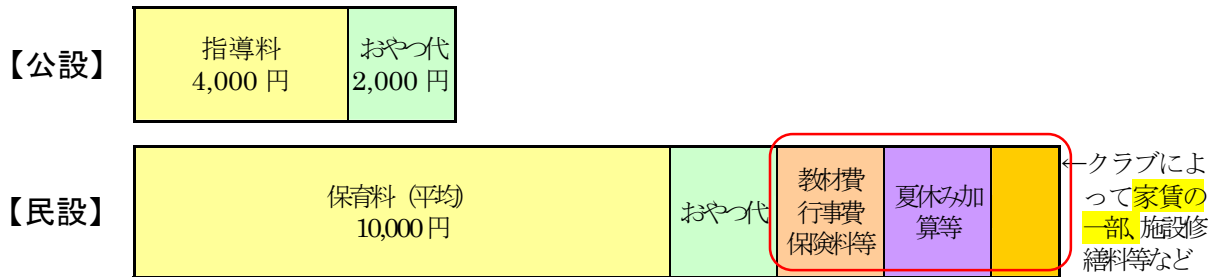


表4 各都市の公設クラブ保護者負担の状況

(平成23年4月1日現在・単位：円)

自治体名	指導料	おやつ代	開設時間	別途徴収
千葉市	7,200	2,000	～19:00	
新潟市	6,900	別途	～18:30	
静岡市	7,500～9,500	含む	～18:00	あり
京都市	9,500	別途	～18:30	
川口市	7,000	含む	～18:30	
上尾市	10,000	2,000	～18:30	
川越市	3,000		～18:30	
春日部市	8,000	1,500	～18:30	あり
富士見市	10,000		～18:30	あり
さいたま市	4,000	2,000	～19:00	

※公設の放課後児童クラブを運営している自治体を表記

また、表4に示すとおり、本市の公設クラブにおける保護者負担額は、他都市と比較して低い状況にあります。

一方、民設クラブは、クラブごとに保育料を定めていますが、保育料とは別に、入会金、教材費、保険料、夏休み加算などを徴収しているクラブがほとんどです。

さらに、施設が賃貸物件のクラブでは、家賃の一部や施設修繕料などの施設維持費も保護者負担につながっている場合があります。

3 課題

(1) 待機児童

4 ページで述べたとおり、本市では、市政運営の最優先事項として位置づけられている「しあわせ倍増プラン 2009」に「待機児童ゼロプロジェクト」を掲げ、放課後児童クラブの入所児童数を毎年360人増員することを目標として、公設クラブの待機児童解消に取り組んでいます。

しかし、子育てと仕事の両立を望む保護者の増大により、入所希望を満たすことができていません。

平成23年4月1日現在の待機児童は552人で、前年同時期より84人増加しており、深刻な状況となっています。

(2) 保護者負担

前述のとおり、公設クラブ、民設クラブの保護者負担額は、大きく異なっています。

もちろん、両者には保育内容の違いやサービスの違いがあり、金額だけで比較できない部分もありますが、民設クラブに余裕があっても、待機児童数が減少しないことの原因が、保護者負担額の差にあることは否定できません。

一方、同じ学区の放課後児童クラブでありながら、民設クラブを選択した保護者にとっても、保護者負担の差は大きな問題です。

こうした格差が生じる主な原因は、民設クラブの経営状態にあります。

放課後児童クラブは、公設クラブ、民設クラブともに本市の委託事業となっており、市では、民設クラブに対して、委託金、家賃補助などを支出していますが、民設クラブの多くは公設クラブに比べ、規模が小さく、また、年間の児童数の変動が大きいことから、不安定な経営状況にあり、このことが保育料の増大につながっています。

また、小学校の余裕教室などの提供が受けられない民設クラブでは、貸し店舗、民家などを借り、家賃を支払っている例が多く、このような場合、家賃補助超過分、契約更新料など、保育料以外の保護者負担が増加する傾向にあります。

本市では、「しあわせ倍増プラン 2009」において、「民設放課後児童クラブの利用を促進するため、公民保護者負担の平準化を検討します。」とし、公設、民設の保護者負担の格差の解消を検討しており、抜本的な対策を講じる必要があります。

(3) 保育の質

放課後児童クラブで子どもたちの保育にかかわる指導員の確保は、公設クラブ、民設クラブともに課題となっています。

指導員は、児童の保育、健康管理、登室・降室時の安全確保など、直接子どもたちにかかわる業務はもちろんのこと、保護者の仕事と子育ての両立支援も大切な仕事です。指導員には、専門的な知識や、豊富な経験が要求されることが多く、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、児童指導員などの資格を有する者が数多く含まれています。

放課後児童クラブの保育の質を高めるためには、経験豊かで優秀な指導員の確保と、その定着が重要な課題となります。

現在、放課後児童クラブの指導員は、公設クラブ・民設クラブともに処遇が十分でないため、人材確保、定着が難しい状況にあり、保育の質の維持・向上に課題があります。

4 対応方策

(1) 民設クラブへの支援の充実

さいたま市では、新たな放課後児童クラブは、民設民営で整備していくこととしています。しかし、民設クラブの現在の経営状態では、新規開設や規模拡大が難しい状況です。

さらに、経営の悪化が保護者の負担増につながるケースも多く、このことが、保護者の公設クラブ志向、民設クラブ離れに拍車をかけています。

市では、民設クラブの新規開設、規模拡大を促進するとともに、保護者負担を軽減するため、今後、委託金、家賃補助の充実を検討してまいります。

委託金等については、実態に見合った支援となるよう、クラブの規模に合わせた委託金制度を検討してまいります。

(2) 余裕教室等の活用

前述のとおり、放課後児童クラブに適した小学校の余裕教室は、当面確保しづらい状況にあります。

また、校庭の一角に専用施設を建設することについても、さまざまな法的な課題があります。

しかし、長期的に見れば、学校敷地内に放課後児童クラブがあることが、最も好ましい状態であり、このためには、児童数の推移、国の動向、法的制約、整備にかかる経費などについて、複数の関連課所が検討していく必要があります。

市では、余裕教室、学校敷地の利用を促進するため、子ども未来局青少年育成課、教育委員会学校施設課など関係課所によるワーキングチームを設置します。

(3) 公設クラブ保護者負担の適正化

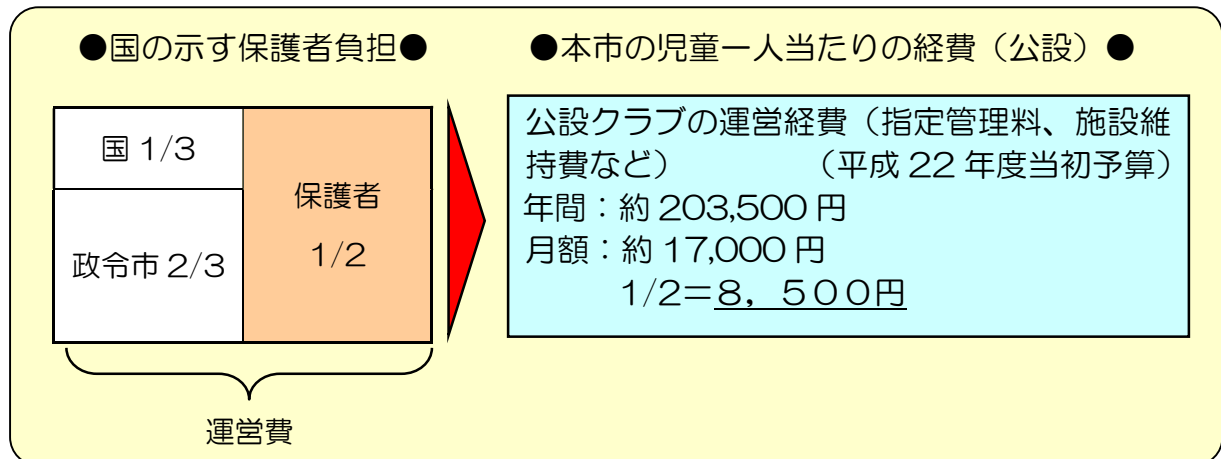
本市の公設クラブの保護者負担は、現在、児童一人当たりの月額運営費の 1/4 以下で、厚生労働省の示す基準である 1/2 に達していません。

この基準を本市の公設クラブに当てはめると、図 5 に示すとおり児童一人当たりの月額運営費にあたる約 17,000 円の 1/2、約 8,500 円を負担することが望ましいこととなります。

また、他都市と比較（P.12 の表 4 参照）しても低い水準にありますので、公設クラブの保護者負担を国の基準や他市の例を参考に見直してまいります。

ただし、所得による階層別指導料の設定による生活困窮者（生活保護世帯・所得税非課税世帯）への配慮や、段階的な見直し等の激変緩和の方策を図ってまいります。

図5 国の示す保護者負担の考え方



(4) 保育の質の確保

本市の公設クラブ、民設クラブの指導員は、必要な人材の確保が難しく、また、確保した人材が平均3年程度で転退職してしまうなど、定着しにくい傾向にあります。

このため、指導員の処遇の改善を検討するとともに、効果的な人材育成を図るため、カリキュラムに基づいた研修体制を検討するなど、人材確保、人材育成の支援を行います。

(5) 学校・地域との連携強化

多くの子どもたちの大切な居場所となっている放課後児童クラブは、学校や地域にとっても重要な役割を担っており、密接な関係にあるにも関わらず、まだまだ認知度が低いのが現状です。

また、子どもに関わるさまざまな課題解決や緊急時、災害時等の対応には、学校・地域と放課後児童クラブの連携が必要であり、今後ますます、学校や地域における放課後児童クラブの果たす役割が大きくなると考えています。

市では、学校・地域におけるクラブの認知度の向上を図るとともに、より一層の連携強化を進めてまいります。

さいたま市の放課後児童クラブのあり方

発 行 平成 24 年 1 月 さいたま市子ども未来局
問い合わせ先 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
さいたま市子ども未来局青少年育成課
電話：048-829-1717
FAX：048-829-1960